

こころん だより

2025
春号
Vol.32



こころん

「高知県における言語としての手話の普及等の推進に関する条例」が令和6年12月26日に施行されました。あわせて啓発動画が高知県のYouTubeで公開されています。→詳しくはP2-3をご覧ください。



啓発動画には、手話エンターテインメント発信団 oi oi、高知県聴覚障害者協会、高知県立高知ろう学校、高知県立大学手話サークルのみなさんが出演し、様々な手話を紹介しています。(下段左から、「うれしい」「坂本龍馬」「おにぎり」の手話です)



うれしいです



坂本龍馬じゃ!



これで「おにぎり」

特集1

「高知県手話言語条例」を制定しました
～共生社会の実現を目指して～

特集2

こころん
レポート

犯罪被害者を、社会全体で支える
～こうち被害者支援センターの取組～

「高知県手話言語条例」を制定しました

～共生社会の実現を目指して～

(正式名称「高知県における言語としての手話の普及等の推進に関する条例」)

■ 文：高知県 子ども・福祉政策部 障害福祉課



聴覚障害について知ろう

聴覚障害には、まったく聞こえない「ろう」と、聞こえにくい「難聴」があります。聞こえにくさは、人によって異なります。また、先天性のものと、事故や病気で聞こえなくなる中途失聴があります。

聴覚障害のある方には、次のような困りごとがあります。

- ・外見では分かりにくいいため、周囲の人に気づいてもらえないことがあります。
- ・放送や呼びかけ、自転車のベルなどに気づかないことがあります。
- ・音による周囲の状況判断ができない場合があるため、危険な目にあうことがあります。

手話とは？

手話とは、手や指、体の動きや表情などにより表現される言語です。聴覚障害のある方にとって、思考、感情及びコミュニケーションの基盤となる母語であり、日常生活や社会生活を営む上で必要不可欠なものとして、大切に育まれてきました。

手話マーク

聴覚障害のある方が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話による対応ができることが掲示します。



「手話は言語」という認識のもと 条例を制定

手話を日常的に使う聴覚障害のある方は、外出時や就労する際、手話を安心して使用したり、災害時に必要な情報を取得したりすることができないなど、日常生活の多くの場面で不安や不便を感じています。

高知県では、手話が音声と対等な言語であるという認識のもと、手話を使用しやすい環境の整備を図り、ろう者を含む全ての県民が共生できる地域社会の実現を目指して、令和6年12月26日に、高知県手話言語条例を施行しました(正式名称は「高知県における言語としての手話の普及等の推進に関する条例」といいます)。

▶ 条例で規定されたこと

● 県の責務

- ・手話の普及等*に必要な施策の策定・推進
- ・県民の理解を深めるための啓発
- ・市町村との連携

● 県民の役割

- ・手話が言語であることを認識し、手話に対する理解を深める
- ・県・市町村が実施する施策への協力

● 事業者の役割

- ・手話が言語であることを認識し、手話その他の方法による意思疎通・情報取得への配慮を行う
- ・ろう者が働きやすい環境の整備
- ・県・市町村が実施する施策への協力

*手話の普及等とは…言語としての手話の認識の普及、手話を習得する機会の確保、手話を使用しやすい環境の整備

この条例の施行をきっかけに、手話という言語を使いやすい社会にしていきたいと思います。

手話で話してみよう

手話は、身振りだけでなく表情にも役割があり、表現力豊かな言語です。身近な動作が手話になっているものもあり、決して難しくはありません。そんな手話を3つご紹介します。日常生活でも使えるよう、簡単なあいさつから覚えてみましょう。

こんにちは

顔の前で2本の指を立て、時計の12時の針を表して、頭を下げます

ありがとう

片手の甲にもう片方の手を直角に乗せ、上げながら頭を下げます

さようなら

広げた手のひらを前に向けて、顔の脇で振ります(バイバイの仕草)

動画「手話で話そう」

「出会い編」「おもてなし編」「防災編」「手話体操」を収録した動画をこちらからご覧いただけます。



手話以外のコミュニケーション方法

聴覚障害のある方とのコミュニケーションは、手話以外にも様々な方法があります。

- ・筆談…お互いに文字を書いて意思を伝え合います。短くて分かりやすい文を書くようにしましょう。
- ・口話・読話…相手の口の動きを読み取る方法です。聴覚障害のある方が口の動きを読み取ってくれる場合があります。その場合は、少しゆっくりはっきりと口を動かして話すようにしましょう。

その他、身振りでの対応、図や表示物を使用するなど、お互いが可能なコミュニケーション方法を確認しましょう。

筆談マーク

聴覚障害のある方などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときなどに提示したり、行政機関、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができることが掲示します。



高知県手話言語条例に関する県HPIはこちら
<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/syuwagengo/>





犯罪被害者を、社会全体で支える

～ こうち被害者支援センターの取組 ～



何の落ち度もなく、ある日突然、不条理な事件・事故に巻き込まれる犯罪被害者。それは、この社会に暮らす誰にも起こり得ます。被害にあった人が苦しみをひとりで抱え込まないよう、その心身の回復に寄り添い、相談や支援を行っている「こうち被害者支援センター」をココるんが訪ね、犯罪被害者支援の現状についてお話を聞きました。



◀ お話してくれた人
認定特定非営利活動法人
こうち被害者支援センター
事務局長 川上 泰司 さん

支援員、相談員が不足 ぜひ研修に参加を！

支援において要となるのは、被害者に寄り添う支援員・相談員ですが、今、この人員が不足しています。支援員・相談員は有償ボランティアで、養成講座(右図を参照)を修了後、認定・登録され、それぞれの都合に合わせた日程や時間で支援活動にあたります。登録者は現在、支援員22名、相談員9名ですが、高齢化もあり活動継続には新たな仲間が必要です。

犯罪被害者支援と聞くと難しそう、専門分野で働いた経験が必要では、などと思うかもしれませんが、そんなことはありません。関心のある方は、ぜひお問合せください。

犯罪被害は、ひとごとではない

犯罪の被害にあうということは、本人の意思や人権を踏みにじられるということです。だからこそ支援においては、被害にあわれた方の意思を尊重した寄り添いを大事にしています。例えば、被害後の様々な手続きにおいて本人の自己決定を支えることで、自分はちゃんと尊重されるんだということを繰り返し体験する——そういう回復のプロセスをそばで支えるのが、当センターの役割だと考えています。

犯罪被害は、誰にでも起こり得ます。私たち一人ひとりがこの問題を自分に関わる問題として捉え、被害者に対して配慮のある言動をしていくことで、二次被害をなくし、ひいては犯罪被害のない安心安全な社会を作っていきましょう。

犯罪被害者直接支援員養成講座

被害にあわれた方たちのために、一緒に活動しませんか？

基礎講座

- 講義編:令和7年7月から9月の間に15講座
- 実地編:令和7年10月～令和8年2月
犯罪被害者の心理、関連法令・関連機関に関する講義、演習など

専門講座

- 令和7年10月～12月の間に11講座
性暴力被害者支援に関する講座
(基礎講座を修了した方のうち希望者対象)

応募資格

- 年齢25歳以上の健康な方
- 被害者支援活動に理解と意欲があり、支援活動に従事できる方
- 情報を守秘できる方

まずは、お問合せを！

応募期間は令和7年4月下旬～5月中旬の予定です。
まずはお電話でお問合せください。 ☎ 088-854-7511

先輩支援員の声

- 被害者の方が少しでも楽になれるよう願いながら、活動に努めている。
- 家庭の都合で週一回半日と少ない日数で支援活動をスタートした。センター職員や仲間の支えが心強い。
- 相談者が前に進む気持ちになれるような支援者であるよう努力したい。

被害にあった人の気持ちや置かれた状況をよく理解し、社会全体で支えていくことが大事なんだね！



被害から再び 平穏な日常を取り戻すために

犯罪被害者やそのご家族、ご遺族の方々は、犯罪によって生命・身体・財産への直接的な被害を受けるだけでなく、心にも深い傷を負い、また被害後も多くの困難に直面します。精神的な不調や後遺症、捜査や裁判などの負担、周囲からの心ない言動やネットへの書き込み、誹謗中傷など、二次被害の問題は年々深刻化しています。

そこで、犯罪被害にあわれた方やご家族が被害から回復し、再び平穏な日常を取り戻すことができるよう、被害者に寄り添い様々な支援活動を行っているのが、こうち被害者支援センターです。専門的な研修・訓練を受けた犯罪被害者直接支援員と犯罪被害相談員が、多様な専門機関と連携し、被害からの早期回復と軽減を支えています。

回復をみんなで支える

支援活動の内容としては、電話相談・面接相談、医療機関への付き添い、警察の事情聴取などの付き添い、裁判の傍聴などへの付き添い、県補助金制度への申請手続きのサポートなどがあります。また、必要に応じて弁護士による法律相談や公認心理師によるカウンセリングなども行っています。支援はすべて無料で、もちろん秘密は厳守されます。

令和5年度は、高知県内で732件の相談・支援を行いました。その約8割は性暴力被害でした。犯罪において悪いのは加害者であり、被害者に非はありません。しかし現状では被害者の方が責められる風潮があります。被害からの回復には個別支援と同時に、地域社会全体で犯罪被害について理解を深め、被害者やご家族を支えていくことが必要です。センターではそのための啓発活動も行っています。



発見ココるん

性暴力被害の相談電話「コーラルコール」

トイレや洗面所などに貼る周知用シール。貼付いただけるお店や企業はぜひご連絡を！



ひとりで悩まないで...



認定特定非営利活動法人 こうち被害者支援センター

TEL/088-854-7511 FAX/088-854-7522
https://www.shiencenter-kochi.or.jp/



2007年設立。犯罪被害者のご家族の被害からの回復を支えるため、高知県・高知県警察・高知弁護士会・法テラス高知・高知地方検察庁・高知保護観察所・医療機関などと連携しながら、様々な支援活動を行っている。「コーラルコール」の運営も高知県から委託されている。

人権研修講師派遣のご案内

あなたの職場で、人権の研修会を開きませんか？

講師料無料

近年、すべての企業へのハラスメント対策の義務化や、障害のある方への合理的配慮の提供の義務化など、制度や法令等において人権擁護の取り組みが進んでいます。私たち一人ひとりが、人権感覚や人権意識を高めていくことが必要となっています。

高知県人権啓発センターでは、同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する問題に対する県民の理解と認識を深めるため、自治体や企業等各種団体が行う人権啓発研修に講師を派遣しています。人権研修をお考えの際は、ぜひ、ご利用ください。



研修テーマの例

研修のテーマは様々です。分かりやすく具体的に学べます。(研修・プログラムの所用時間等についてはご相談ください)

ハラスメント問題

パワハラ、セクハラ、マタハラなどの実態と防止に向けて必要な取り組みを解説。企業向けには、ビジネスと人権やカスハラなどを盛り込んだ内容も実施しています。

同和問題

同和問題の歴史的経過やこれまでの解決に向けての取り組み、現状を動画等を使い解説。「部落差別解消推進法」の内容についても説明します。

障害者の人権

「障害者差別解消法」で求められている「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供義務」などについて、分かりやすく解説します。



主体的に学べます



動画視聴もあります

受講者の感想

- ネット上の書き込みなどの恐ろしさがよく分かった。差別はどうしてなくなるのだろうと思う。もっと詳しく勉強したいと思った。
● 相手の立場、気持ちについて改めて考え直し、自分を振り返ることができた。研修を仕事や生活の中で活かしたい。
● 合理的配慮について分かりやすかった。相手の立場に立つて物事を考えることが大切であることを再認識した。

よくあるご質問 Q&A

- Q. 人権研修を実施するとどのようなメリットがありますか？
A. 人権を大切にすることは、一人ひとりを大切にすることです。そのことは、職場環境の改善や人間関係の改善にもつながります。
Q. 一回の研修に多くの従業員を参加させるのは困難なのですが、何か方法はありますか？
A. 少人数での研修を実施することも可能ですし、同じ研修を数回に分けて実施することも可能です。

令和5年度(2023年度)研修実績

Table with 7 columns: 対象 (企業・民間団体, 学校・PTA, 一般県民, 県職員, 市町村職員, 国・公的団体等), 実施回数 (41回, 10回, 31回, 11回, 50回, 21回), 受講人数 (1332名, 1104名, 780名, 364名, 1885名, 407名)

研修の依頼方法は？

088-821-4681 (受付時間) 月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)



原則 研修1ヶ月前までに

まずは電話にてご相談ください。ご依頼お待ちしております！

実施要項・申込書はホームページに掲載しています。 ※交通費(旅費)は、原則として実費をご負担いただいておりますが、どうしても困難な場合はご相談ください。 ※できるだけ余裕をもって依頼をお願いします。

第5回 ハートフルセミナー

講演会「インターネット上の誹謗中傷～正義を振りかざす「極端な人」の正体～」を行いました

実施日：令和7年2月23日(日)14時～16時 / 参加者：86名
講師：山口 真一 さん(国際大学グローバル・コミュニケーション・センター准教授)
会場：高知県立人権啓発センター6階ホール



経済学博士でネットメディア論を専門とする山口真一さんから、インターネット上の誹謗中傷について、事例やメカニズム、被害の実態や予防・対処法などについて、次のようなお話がありました。

- ・視野を狭くし、意見を極端にするメカニズムがネット上にはある。
・X(旧Twitter)上でネガティブコメントを書くユーザーは全体のわずか0.00025%(40万人に1人)にすぎず、極端な意見の持ち主が活発に投稿することで、ネット上の言論空間を煽る傾向となっている。
・誹謗中傷されやすい特徴として、「自撮りを投稿している」「恋人・パートナーとの仲良しな様子を投稿している」「政治の話題をしている」などが挙げられる。
・被害の予防・対処法は、「自分も攻撃的にならない」「身を守る機能を積極的に使う」「一人で抱え込まず相談窓口や弁護士に相談する」などがある。
・誹謗中傷する「極端な人」にならないためには、「情報の偏りを知る」「一呼吸置き、自分の『正義感』に敏感になる」「他者を尊重する」などが必要。自身の調査、研究によるデータも示され、分かりやく新たな気づきも多かった講演でした。

ふりかえりシートより

- 人類総メディア時代における加害者・被害者にならないため、他者を尊重する、自分を客観的に見るという人権感覚のアンテナを高くすることが必要だと改めて感じることができた。便利なものには裏があり、それを見抜く力の育成が必要になる。
○メディア情報リテラシーを教育課程に導入をと話されたことに大きく共感しました。これだけ情報機器の活用が広がり、教育の場でも活用されているのに、リテラシーへの取り組み時間が少ないと思います。取り組む方法はいくらでもあるので(道徳、特活、情報等々)教育は大事だと思います。
○「SNSは能動的な言論空間」、その通りだと思います。議論する場をSNS上で求めてはならず、自分を守ることを第一にSNSとの距離を常に考えたいと思いました。先生の著書をしっかりと読み、今日の講演の復習をしたいと思います。

じんけんライブラリー情報

「じんけんライブラリー検索」はこちら
所蔵資料の検索ができます。ぜひご利用ください。
http://www.kochi-jinken.or.jp/lib/



人権啓発DVD(VHS)やパネル、図書(専門書からコミックまで幅広く所蔵)の貸出を行っています。

テーマ インターネットにおける人権

コミック紹介

■しょせん他人事です
～とある弁護士の本音の仕事～ 1-8巻
左藤 真通 原作 富士屋 カツヒト 作画
清水 陽平 監修 (白泉社)
ネット炎上・SNSトラブルのリアルドラマをえがく他人事(ひとごと)ではいられない誹謗中傷&情報開示請求ドラマ。



図書紹介

■中学校の授業でネット中傷を考えた指先ひとつで加害者にならないために 宇多川はるか 著 (講談社)

DVD紹介

■いわれなき誹謗中傷との闘い スマイリーキクチと考えるインターネットにおける人権 (20分/東映(株)教育映像部)

除籍図書について

除籍した200冊をホームページに公開しています。譲渡を希望される方は、令和7年4月30日までにご連絡ください。

インターネット上の人権侵害に関する弁護士無料相談窓口のお知らせ



高知県では、インターネット上での個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害などによって人権侵害を受けられた方を対象に、弁護士に無料で相談を行うことができる窓口を開設しています。インターネット上で、ご自身やご家族等の人権が侵害されたと思われる方は、一人で悩まず、ご連絡ください。

※申し込みは随時受付しています。(電話又は電子申請システムで受付後、実施日時を決定)

- 1. 面談場所 担当する弁護士の事務所
2. 対象 18歳以上の方
3. 相談 1人あたり60分以内 (対面での面談相談、無料)
4. 申込方法
● 電話 088-823-9805
担当:高知県 人権・男女共同参画課 山本・森光
受付時間:平日8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)
● 電子申請システムでの受付
受付時間:24時間365日申込み可能
右のQRコードを読み取ってお申込みください。



使ってね!

「こころん」のイラスト

「こころん」のイラストは、人権啓発推進のためにひろくご使用いただけます。
ホームページの使用規定をお読みいただき、啓発物や挿絵などにダウンロードして使ってください。

広報誌の挿絵やぬり絵、シール、缶バッジなど、様々な場面でご使用いただいています。

こころん使用についてのページはこちら



ご利用案内

派遣
します

人権研修のための 出前講座 (講師派遣料無料)

6ページに詳しく載っています

自治体や企業・団体、地域で実施する様々な研修や学習の場に講師を派遣します。
多彩なテーマやプログラムがあります。



貸出
します

「こころん」の 着ぐるみ・紙芝居 (利用無料)

人権について楽しく学び、身近に考えてもらえることを願い、こころんの着ぐるみやオリジナル紙芝居とパペットのセット貸出を行なっています。

オリジナル紙芝居+パペット ▶



6F

ホール (収容人員 270名 机併用の場合は180名)

講演会、研修等のイベントにご利用ください。

利用時間 9:00~21:00 (年末年始を除く)

基本使用料(平日)			平日時間外	土・日・祝日
午前	午後	全日		
9:00-12:00	13:00-17:00	9:00-17:00	1時間あたり	
8,650円	11,570円	18,210円		

● 冷暖房使用料 … 1時間 / 620円 ● 準備・片付けも利用時間に含まれます。 ● Wi-Fiも利用できます。



6F ホール

5F

じんけんライブラリー (利用無料)

人権に関する図書、視聴覚教材、パネルの貸出を無料で行っています。
ホームページ内の「じんけんライブラリー検索」では人権課題別の検索もできます。

利用時間 月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00~17:00

利用方法 ● 初回ご利用の際に、利用カードを発行します。
● 直接ご来館できない場合は、送付もいたします。(送料は利用者負担)



	図書	ビデオ・DVD	パネル	団体図書
貸出限度	5冊以内	3本以内	3セット以内	50冊以内
貸出期間	2週間以内	2週間以内	1ヵ月以内	1ヵ月以内

団体図書貸出 について (こころんブック便)

小・中学校、高等学校ほか、地域や団体、イベント開催などにあわせて、様々な人権問題についての図書の団体貸出を行っています。ご希望の図書について、お気軽にご相談ください。



5F じんけんライブラリー

4F

視聴覚室 (利用無料/収容人員 48名)

人権に関する研修等にもみ使用できます。

相談窓口

人権に関する相談窓口・支援機関等一覧はこちらから!



「こころん」は
高知県人権啓発センターの
マスコットキャラクターです
★着ぐるみの貸出もしています



公益財団法人

高知県人権啓発センター

ホームページ <https://www.kochi-jinken.or.jp>

Webで情報発信中!



MAP



●とさでん交通 バス・路面電車「高知城前」で下車・徒歩3~5分

[事務局] 〒780-0870 高知県高知市本町4丁目1番37号 高知県立人権啓発センター 5階
TEL : 088-821-4681 / FAX : 088-821-4440 / E-Mail : center@kochi-jinken.or.jp
(開所時間) 月~金 8:30~17:15 (祝日・年末年始を除く)